

平成 2 5 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 2 日)

3 月 1 3 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午後 1 時 3 7 分 散 会

○議事日程 (第 2 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第 4 平成 2 5 年度市政執行方針演説に
対する一般質問
 - 1. 植 村 真 美 議員
 - 2. 若 山 武 信 議員

- 3 番 植 村 真 美 君
- 4 番 竹 村 恵 一 君
- 5 番 若 山 武 信 君
- 6 番 向 井 義 擴 君
- 7 番 太 田 常 美 君
- 8 番 菊 島 好 孝 君
- 9 番 北 市 勲 君

○欠席議員 1 名

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第 4 平成 2 5 年度市政執行方針演説に
対する一般質問

1 0 番 獅 畑 輝 明 君

○欠 員 1 名

1 番

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君
- 教育委員会委員長 山 田 和 裕 君
- 監 査 委 員 会 小 椋 克 己 君
- 選 挙 管 理 委 員 会 壽 崎 光 吉 君
- 委 員 長
- 農 業 委 員 会 会 長 野 村 繁 君
- 副 市 長 浅 水 忠 男 君
- 総 務 課 長 町 田 秀 一 君
- 企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君
- 税 務 課 長 栗 山 滋 之 君
- 市 民 生 活 課 長 片 山 敬 康 君
- 社 会 福 祉 課 長 永 川 郁 郎 君
- 介 護 健 康 推 進 課 長 斉 藤 幸 英 君
- 商 工 労 政 観 光 課 長 伊 藤 嘉 悦 君
- 農 政 課 長 菊 島 美 時 君
- 建 設 課 長 熊 谷 敦 君

順序	議 席 番 号	氏 名	件 名
1	3	植村 真美	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について
2	5	若山 武信	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について

○出席議員 8 名

2 番 五十嵐 美 知 君

上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	保田隆二君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君

教育 委員会	教育長	多田豊君
”	学校教育 課長	相原弘幸君
”	社会教育 課長	吉村春義君

監査事務局長	下村信磁君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君	
”	総務議事 担当主幹	野呂律子君
”	総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 議)

○副議長(五十嵐美知君) おはようございます。
獅畑議長より、一定の期間本会議を欠席する旨届け
出がありました。

よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づ
き、副議長の私が議長の職務をとらせていただきま
すので、皆様方のご協力をお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第1 会議録署名
議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、
議長において、7番太田議員、8番菊島議員を指名
いたします。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第2 諸般の報告
であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおり
であります。

次に、議員の出欠席の状況であります、今日は
獅畑議長が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第3 仮議長の選
任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。議事運営上、地方自治法第10
6条第3項の規定により、この会期中における仮議
長の選任を議長に委任願いたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(五十嵐美知君) ご異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決
しました。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第4 平成25年度
市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、議席番号3番、植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] おはようござい
ます。通告に基づきまして、新政クラブを代表し、
平成25年度市政執行方針並びに教育行政執行方針に
ついて質問をさせていただきますので、よろしくお
願いいたします。

まず初めに、当市の財政運営に対しまして、病院
事業会計の不良債務を全額解消し、財政指数は健全
段階となり、市民還元についても取り組まれ、一時
は財政再建団体かと危ぶまれた状況でございました
が、第5次赤平総合計画を進めながらも無事に打破
することができましたこと、敬意を表するところで
ございます。さらにそのチーム力で赤平の行財政を
明るく豊かに推進していただきたく願っており
ます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。
大綱1、市政執行方針について。①、第5次
総合計画前期から見えるまちづくりの課題について
お尋ねいたします。ア、農商工連携の取り組みにつ
いてでございますが、ものづくりのまち赤平として
発信が始まりました産業フェスティバルでございま
すが、ことしは4年目を迎えようとしております。
それぞれ店舗での情報発信は大変充実してきてい
ると見ておりますが、市長が掲げる地域資源の掘り起
こしや活用、新たな食ブランドの発想、商品づくり
になるまでにはまだ至っておらず、さらに強化する
仕組みづくりとしての体制をつくっていくことは農
商工連携でのさらなる話し合いが必要であると感じ
ております。新たな食ブランドの開発においては、
発想力、想像力、情報力を持ち備える体制が必要で
あり、そのそれぞれの分野を調整することが強く求
められている時期に来ていると思います。実際に商
売をしている方たちの考え方、経験、知恵が必要に
なってくる部分、素材をつくり上げる人の思い、さ
らに情報を発信し、管理する人の思い、また内部の
目線だけではなく、コーディネーター役としての客
観かつ専門的な知識を持ち備える人を交える話し合

いなど交流の場が必要になっていると思いますが、そういった話し合いの中で開発における初期投資や公共施設の見直しなど整理され、チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度の見直しなど、奨励金などを適用する対象事業についても見えてくることと思います。日ごろから市内に活力、経済効果を生む動きに発展させるためにも、さらにこの3者間の集う場を設けていただきたく思っておりますが、加えてチャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度を使用するところがどこもなければ、そのための人材交流に費用をつぎ込むなどの対応策もあっていいと思われませんが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） それでは、最初に農商工連携についてお答えをさせていただきます。

産業フェスティバルにつきましては、お話にございましたようにことしで4回目を迎えることとなりますが、農商工が一緒に事業を行うことによって連携のきっかけになればと、こういう思いがございまして実施したものでございます。ただ、私どもは、この産業フェスティバルを行ったから即農商工連携、結果だけを即求めてもなかなか難しい課題もございまして、私は今後もこうした機会を継続し、そういう中で連携が深まっていくものということで、何か見える成果があればよろしいわけではありますが、ないというわけではございませんが、ぜひひとつ温かく見守っていただきたいと思っておりますし、またいろんなご意見等いただければ幸いに思います。こういう積み重ねを着実にやっていくことによって新たな連携が出てくればというふうに願っているところでございます。

食ブランドの関係でございますが、過日もがんがん鍋祭り協議会で行われましたように、積極的にがんがん鍋活動を強化いただいております。今後も大いに期待をしたいと思います。私どもも赤平の食というのは大変大きな課題だと思っておりますし、今申し上げました産業フェスティバルにおきましても実行委員会でいろいろ検討いたしまして、昨年はお

承知のように産フェスのオリジナル弁当コンテストというのをやってみました。らんフェスタをことし4月やりますが、弁当があればというのは、これは前から課題になっておりますし、また植松電機さんかなりの子供たちが来て、弁当を使用しているという話も聞いておりますし、実行委員会の中で弁当はどうだろうという声が出まして、食ブランドに関連をして昨年はオリジナル弁当コンテストやってみました。私どもも事前に業者さんをお願いをして実行委員会で試食会等もやりましたが、大変好評でございましたし、病院の食堂で販売もして、連日完売ということでございまして、この弁当について今後どうするかということを含めて、ご参加いただいた業者さん含めてまた協議をさせていただきたいと思っておりますし、今後も食ブランド開発としては私どもとして大きな赤平市としての課題でもありますので、引き続きさまざまな角度から取り組む必要があるというふうを考えているわけでございます。

それと、チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度でございまして、24年度から実施をさせていただいた事業でございまして、初年度であります24年度、1件の申請がございました。まだまだ多くのご利用させていただきたいわけではありますが、今後もこの制度が有効に活用いただけるよう大いにPRをさせていただきたいと思っております。そこで、この予算を余り使わないのであれば人材育成にというお話でございますが、残念ながら市役所の予算というのは議会の議決を得て、これに使いますよとなっておりますので、余ったからこっちにという簡単なわけにはいきませんので、私は人材育成、人材交流、必要な予算は予算として措置をする考えでありますので、必要なものはしっかりと予算措置をしていきたいということで、考え方としては十分対応してまいりますので、そういう点でご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） はい。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今市長のご答弁の中におきまして、弁当に関する取り組みの事例も

出されておりました。私のほうでも担当課の皆様が大変ご尽力されてアイデアを出されている傾向にあるなというふうには認識しておりますが、弁当に限ってのことだけではないですけれども、その成果が当市の農商工連携の農商工の部分において市内に経済が育まれるような方向性というのをぜひ考えていただきたいというふうに願っております。

さらに、関連して質問させていただきたいと思っておりますが、全国的にも問題となっております今の耕作放棄地の問題でございますが、当市においても例外ではなく、今後の運用に関しての政策を考えていかなければいけないときに来ていると考えております。それもその所有者や農業者だけの問題ではないと思っております。地域全体がどのように活用することができるのか、農商工連携での考え方も必要になってくると感じておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 課題になっております耕作放棄地の件でございますが、現在土地の状況から見まして現状では耕作できないものと市と農業委員会が判断した耕作放棄地の面積、赤平市では5ヘクタールあるというふうに聞いておりますが、現在この土地につきましては耕作放棄地を所有しております地権者の方と農業委員会が協議をしております、耕作放棄地の再生利用計画に基づき、耕作される方を探していると、具体的に作業を進めているようでございまして、農地に戻すための話を進めているということでございます。今話し合い中ということでございまして、これが解決しますと赤平市には耕作放棄地はなくなるということでもありますので、当面この作業を見守りたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（五十嵐美知君） はい。

○3番（植村真美君）〔登壇〕今そのように取り組まれているということで、経過を大変期待するところではございますが、全国各地におきましてはやはり地主が不在になってしまう例も多いというこ

ともありますので、その点につきましてもぜひ警戒をしながら後年度を見ていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、イ、産業文化遺産の保存と活用についてお尋ねいたします。駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会では、提言書のもと、活動が活発に展開されております。近年ではズリ山階段展望台の整備が進められ、ことしは駐車場における整備、トイレの建設が検討されているようでございますが、当市において産業文化遺産といたしましては住吉地区から住友地区の広範囲にわたる駅裏ゾーンに点在する形でございます。ここでは近年民間団体の活動が継続され、多くの方々に立ち寄っていただける場所として成長していることがうかがえます。この実績を踏まえ、市長の所信表明の中においても芸術、文化に触れる機会の充実とありますが、赤平の指定文化財、住吉獅子舞や当市の象徴とも言える立坑の保存、活用を初め、これからの当市の産業文化遺産をさらにどのように保存し、活用していくのか、今後の具体的な考えをお聞かせいただきたいと思います。加えて、関係課、教育委員会との連携体制をどう強めていくのか含めてお伺いさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 当市の産業遺産といたしましては、ご承知のように北海道遺産としても選定をされております空知の炭鉱関連施設と生活文化及び北海幹線用水路、文化遺産といたしましては市の指定文化財として指定しております住吉獅子舞、さらにこん棒型石器が代表的なものでございます。特に産業遺産に関しましては、赤平コミュニティクラブ T A N t a n や赤平アジサイロードの会などの市民活動が活発化し、市内外ともに歴史分野以外にも大きな成果を上げていただいているところでございます。炭鉱遺産の核となります旧住友赤平炭鉱の立坑についてでございますが、もう前から申し上げるように民間が所有しております、いろいろ課題

もごさいます。今後の保存継承に当たりまして、改めてこの企業の意向も含めまして、市としての今後のあり方について引き続き検討してまいらなければならないと考えております。なお、この立坑につきましても、本年2月で国の登録有形文化財の登録基準年数を満たしておりますので、登録の可能性についても調査し、道は北海道教育委員会になりますが、道などとも協議をしてみたいというふうを考えております。

市の指定文化財であります住吉獅子舞につきましては、踊りの指導者が高齢化してきていることもありまして、今後の継承方法につきましては関係者などと協議する必要があると考えております。いずれにいたしましても、まちの歴史を象徴する遺産や文化の保存継承は将来にわたってやはり途絶えさせてはいけない重要なものであるというふうに私自身も認識をしておりますので、さきに申し上げました課題整理に当たってまいりたいと思いますし、これら以外にも重要な歴史物が存在しておりますので、今後赤平の総合的な歴史を次世代へ継承するための施設づくり、郷土館もなくなってしまいました。こうしたことを含めて、さらにまちづくりの観点から行政内において横断的な連携の中で、この産業文化遺産の保存、活用について横断的な連携の中で行政内においても十分検討してまいりたいというふうに思います。いろいろご指摘あるようでございますが、引き続き努力をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中におきまして、国の登録有形文化財の登録の基準年数を満たしているということでございます。後の教育行政の執行方針についても重ねて質問させていただく部分がございますので、この件につきましてもぜひお聞きいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、市のインフォメーション機能についてご質問させていただきます。最近では、それぞれ

の市町村に訪れた場合は道の駅にお土産や情報が集約されているため、そこをよりどころとする観光客、通行人も多くいることと思います。また、最近ではホームページなどの充実を図るとともに、携帯電話ですぐに情報がつかめるアプリケーションの立ち上げをする行政も自治体も見受けられます。当市においてもぜひそのような訪問者、市民に対してのスピーディーな情報伝達方法や集約化ができれば、さらなる経済効果と期待ができることと考えられます。以前よりお伺いしておりますエルム高原などでの観光施設の目立つ誘導看板の設置、カントリーサインの見直しについての今後の方向性、当市としてのインフォメーション機能のあり方をどのようにお考えか、お聞かせいただきたく思います。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 市のインフォメーション機能といたしましては、さまざまな形が考えられると思いますが、これまでの情報提供以外に最新の取り組み状況といたしまして、昨年1月から「あかびらのとびら」と題してブログを活用した中で当市の多岐にわたる情報を毎日提供させていただいております。また、現在検討段階ではありますが、第5次赤平市総合計画の後期実施計画がスタートいたします平成26年度に合わせまして、平成25年度中に、これも以前からご指摘いただいておりますが、国道のカントリーサインのデザインの更新、またエルム高原、今流政之先生の彫刻作品を計画的に設置を進めておりますが、26年度が計画の最終年度というふうに一応計画されておりますので、平成26年度にフラワーヒルズコミュニティ広場内のエルム高原施設の案内看板の更新について、これも検討をしているところでございます。さらに、国の地域おこし協力隊の活用の可能性や空き店舗活用も含めた市外の方から見た赤平の魅力発信やインフォメーションができないかなど、段階的ではございますが、まちの情報発信並びに案内方法について協議を進めているところでございます。道の駅が存在する市町村にとりましては核となる発信場所が明らかであります。当市と

してはどのような施設利用が可能か、市外からの目線を参考としながら、さまざまな角度から手法について引き続き検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 大変前向きなお考えをお聞かせいただきましたので、今後の動向を大変期待するものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、エ、企業連携と住環境の整備についてでございます。本市において人口減少に歯止めがかからず、高齢者率が高まる一方、若者の住宅整備を早急に形にすることが先決であると感じております。北海道におきましても、住宅移住者の推進を図るため、現在若者、現役世代に照準を置き、経済部がハローワークに窓口を設置し、求人と求職者の登録制度によって企業と移住者との仕事のマッチングを図りながら、移住者を増加につなげるといった取り組みがございまして。本市においても社会情勢が不安定な中、生き残りをかけて、企業の存続を将来に向けての新たな人材探しに取り組む企業もございまして。そういった企業の新入社員にぜひ赤平に住んでもらおうと、住宅環境の整備の視点が必要であるかと考えております。さらに、他市から通う社員の通勤手当を支給している会社では、その分を赤平に住める環境づくりに充てられればと提案いただける経営者もございまして。そのようなアイデアやニーズをさらに企業連携を図りながら聞き取り、若者が住める場所を早急に確保する仕組みづくりをお考えさせていただきたいと思っておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 企業連携と住環境でございますが、人口減少対策は本市の最大の課題でございます。特にご指摘でございますように若い方、若年層世帯の移住、定住対策というのは大変重要な課題と私も認識をしております。これまでの若年層世帯へ

の取り組みといたしまして若干申し上げますと、ご承知かと思いますが、単身者用住宅としては東大町団地にあるHOPPEです。それからまた、市営住宅を活用した若年層世帯向け住宅、今年度実施をいたしました企業向け貸付住宅などがあり、ほぼ全戸入居、ご利用いただいているということでございます。そのほか、病院のあいている看護宿舎の条件つき貸し付けなども行ってございまして、今後も利用状況を見ながら既存の市有施設の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

また、市営住宅への入居者対応といたしましては、入居収入基準から公営住宅に入居できなかった方々の対応として、地域主権改革による条例委任に伴いまして、本市の住宅事情を考慮し、他自治体では余り例のない子育て世帯や若年夫婦世帯への裁量世帯範囲拡大への見直しを行い、さらに新たな対応といたしまして、これまで単身者の入居を制限しておりました中層住宅、3階以上の住居に限り入居を認めるなど新たな入居機会の確保も今後図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。本市の特徴といたしまして民間の賃貸住宅が少ないことも住宅の確保が困難な要因でございます。民間賃貸住宅は空き家等のリスク等からなかなか建設が進まない状況にございますが、建設促進に向けまして、市有地もございまして、こうした市有地を活用し、一定の条件をつけることはあるかもしれませんが、優遇措置、あるいはその他どのような有効な方策等があるか、企業、民間事業者、建設業協会と十分情報交換をしながら検討する必要があるのではないかと思います。特に若い方、最近私どもも体で実感しておりますが、単身者用の住宅というのは大変大きな課題だというふうに私も思っておりますので、十分検討させていただきたいと、どういう方向ができるのか、あらゆる角度から検討したいというふうに考えております。少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] ただいま具体的な政策の方向性もお聞かせいただきました。そこでですけれども、いろいろな取り組みをされている中で、今後その政策とともに情報発信、連携の強化についてもぜひ図っていただきたい。強く願っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、オの企業誘致に伴う環境整備についてお伺いさせていただきます。近年企業誘致につきましては、優遇制度の見直しや意向調査などを手がけてございますが、現在の社会情勢では大変難しいところであると伺っております。引き続きことしも情報発信をしていくということでございますが、今当市の現状では肝心の工業用地が埋まっている状況であるということも伺っております。そういった状態では、幾ら情報を発信し、企業誘致を進めたところで、会社が名乗り出てきた場合に迅速な対応ができず、企業側も心移りしてしまうおそれがあると考えられます。企業誘致をする上での事前の環境整備をさらに考える必要があると考えますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○副議長(五十嵐美知君) 市長。

○市長(高尾弘明君) この土地の問題も以前から議会からもご指摘をいただいていることではございますが、私は担当者にも、いわゆる売り込みといたしますが、PRの際土地がないということではなくて、あるということを考えて進めてほしい。具体的に申し上げますと、共和の工業団地は全てご指摘のように完売をいたしておりますが、しかし企業の撤退あるいはまだ利用していないということで全32区画のうち11区画、面積といたしまして約20万平方メートル、2ヘクタールが利用されていないということではございます。これらの土地を利用するには、当然土地を所有されている方、地権者との協議は必要となりますが、私は十分相談すれば活用できるというふうに考えておりますし、数年前大きく求めた際にもいろいろその当時お話しして、そのときは相談に乗っていただけということも伺っておりますし、私は活用可能というふうに思います。また、例えば炭

鉱跡地、具体的に申し上げますと住友炭鉱跡地、都市計画の用途地域上も工業地域の色塗りになっております。所有者さんに了解していただければ立地できる環境、土地利用でもございますので、そういった意味では団地としての位置づけではございませんが、そのほかにも工業用地の色塗りの地域はあいている土地はございますので、ないということではなくて、こういう土地を有効に活用するのだという考えでやっていけば、新たな団地は造成しなくても、私は現状の土地を活用することで可能ではないかというふうに考えているところでございます。したがって、工業団地は一応売れて、ございませぬが、あいている土地の有効活用ということで対応できるのではないかと考えております。

市としてであります。昨年は企業振興促進条例を改正いたしまして、用地取得の範囲を市内、工業団地に限らず全域といたしましたし、設備投資の助成額を増額するなど、企業誘致に伴う環境整備も以前より少し整えさせていただきました。長引く景気低迷などにより企業誘致は大変大きな課題ではございますが、今後とも企業訪問活動など誘致に努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長(五十嵐美知君) 植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] 今の答弁の中でございますけれども、企業誘致に関してさらに進めていっていただけるといことと、さらなる土地利用を促進していく中で企業誘致を進めていきたいということではございます。さらに、他の企業に営業しに行く部分において、受け入れやすい赤平市である条件を整えていっていただくことを願いたいと思っておりますので、そのあたりについても十分営業体制を強化していただけたらなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、②、新たなまちづくりの視点についてお伺いをさせていただきます。ア、防災と地域再生エネルギーについてお伺いをさせていただきます。東日本大震災から2年が過ぎ、その後

電力の問題に大変注目が集まっております。他市での取り組みにおいては、地域防災計画を考える中で、避難所には災害時の電力補給に備え地域再生可能エネルギーの設置を検討する取り組みや道内においても太陽パネルやバイオマスを用いるなど、その地域の特徴に合わせたエネルギー自給の見直しをする自治体もございます。さらに、最近では道商連では再生可能エネルギーに対する技術への支援として北海道グリーン・コミュニティ推進ネットワークを設立し、広域にわたり技術支援、連携の手助けをする団体も設置されるなど、道、国からの支援も手厚くなってきております。そういった背景から、本市においても予測できない事態、災害に備える視点から日常生活に至るまで、再生可能エネルギーの導入について探る必要性が高まっていると感じております。この点につきましてはいかがでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 東日本の震災以降、防災と再生可能エネルギーへの関心が高く、さまざまな取り組みがされております。防災対応といたしまして、本市におきましてもご承知のように備蓄品の購入をするなど、万が一に備えての準備を進めさせていただいているところでございます。そこで、大規模災害等が発生した場合に防災拠点となります公共施設や避難所などにおきます非常電源等のエネルギーの確保につきましては、特に大震災以降、防災拠点の機能を維持するため再生可能エネルギーを導入する動きがあることは私どもも承知をしておりますが、しかし太陽光発電あるいは風力発電などの再生可能エネルギーは環境に優しく資源が無尽蔵などの長所がある、その一方でやはりコストや天候などの自然状況に左右されるなど、避難施設としての電源の安定供給にはまだまだ課題があるとも言われております。このため防災拠点におきます再生可能エネルギーの導入につきましては、その施設の規模、使用状況、さらには災害時に最低限必要となる電力量及びコストなどを勘案し、施設の改修等にあわせて検討してまいらなければならないと思います。いずれに

しても、避難施設の電源等については十分私どもも大きな課題として考えておりますので、検討させていただきたいと思っております。

さらに、地域としての再生可能エネルギー導入についてでございますが、市内におきましてはご承知のように地中熱のヒートポンプあるいはバイオマスボイラーなどを積極的に導入されている事例、企業もでございますことから、こうした取り組みを参考にしながら、地域での再生可能エネルギーの可能性について今後も検討してまいらなければならないと思っております。相当以前に赤平山の上で風力のテストをしたけれども、思わしくなかったという話も聞いておりますし、最近の動きとしては北海幹線用水路、赤平スタートいたしますが、小水力発電、これの検討、可能性について検討を始めるという動きもでございます。また、過日所管の委員会でもご説明させていただいたと思っておりますが、市の新たな施設の建てかえ、整備計画の中で消防庁舎につきましては、100%でありませんが、冷暖房、エネルギーの大体半分ぐらいになると思いますが、地中熱ヒートポンプ、これの活用ということも基本設計の中で検討しているということはたしか所管の委員会でも報告したというふうに聞いておりますので、市の施設の新たな施設整備の中での再生可能エネルギーの導入の可能性、こうしたことを私どもは例えば今消防庁舎でも一部検討しておりますし、そういうことも含めながら、可能なものは十分取り入れていきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 けさもニュース報道におきましては、海底のメタンガスの世界初の採取が日本でされたという報道もございまして、新たなエネルギーの創出につきましては大変日本各国注目をされている時代背景でございます。また、そういうものを求められている時代背景だと思います。本市におきましては、人と資源との循環型であり、雇用を生むようなエネルギーの創出というものをぜ

ひ考えていっていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、イ、少子化対策の取り組みについてお尋ねさせていただきます。少子高齢化が進む中、高齢者に対する手厚い施設や施策がふえる一方で、これからの次代を担う子供たちをふやす対策づくりは手薄く感じる時代、現在です。当市におかれましては、医療の無料化などを実施しているところでございますが、ぜひこれからお考えいただきたい政策の方向性として、子供を産む環境づくりのご検討をお考えいただきたく思っております。例えば病院での産婦人科の検討や助産師さんの充実の検討、また出生前の診断、乳幼児健診。さらに、内閣府の統計では、子供がふえる原因の中で育児、教育費がかかるといふ理由から子供を産まない理由が多く挙げられるという統計がございます。子供2人以上には教育費を手厚く助成するなど、出生率が極端に低くなっている現在ではございますが、今後当市における少子化対策、子供を生み出す環境づくりの対策といたしまして取り組む方向性をお聞かせいただきたく思っておりますが、よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 当市におきます18歳未満の人口に占める割合、約1割ということで、当市の少子化は残念ながら高い水準で推移をしております。こうした状況から、現在小中学校の円滑な統廃合に向けて取り組みを進めているところでありますが、こうした少子化の進行というのは、私から申し上げるまでもなく、生産人口の減少といった社会的な影響だけではなく、子育て環境などにもかかわる重要な課題でございます。少子化対策につきましては、全国的にも各自治体独自にさまざまな取り組みが行われているところでございますが、分野別に見ましても子育てに関する相談や情報提供、保育サービス、地域ネットワーク、母子保健、さらに女性の方が働きやすい就業環境、定住、結婚等の若者支援、経済的支援などさまざまな視点で各地で取り組みが行われております。当市におきましても子育て支援や親

子の健康支援、教育などの施策を推進するため、昨年から中学生以下の医療費無料化や学童保育の預かり時間の延長、社会教育、体育施設の無料化、さらに小児インフルエンザ予防接種費用の助成などの独自事業を実施しているところでございますが、次代を担う子供たちは地域の宝であるとの再認識のもと、今後さらなる支援方法につきまして検討していきたいと思っておりますが、新たに子ども・子育て支援法に基づき設置を予定をいたしております赤平版子ども・子育て会議、この中で十分今後のこうしたことについて実際に子育てをしている方等の意見を聞きながら、こうした今後の方策等について検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 この問題につきましては、長期間にわたる計画性をもとに進める必要があると考えております。そのためにおきましても、次期の総合計画の後期の計画の中におきましても具体的に組み込まれることを期待する部分がございますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、ウのトップセールスについてお伺いさせていただきます。トップセールスとは、その団体が代表みずから自社製品の特徴や宣伝を通して積極的にセールスを行うこと、また国、地方自治体の代表者が国や地方の産物、産業を他の国や地方へ売り込むこととされておりますが、昨年、私ごとでございますが、北海道全域での事業準備最中に大手企業を回った際にイベント広告掲載の担当者からこんなお話を伺った機会がございました。イベント広告掲載の際において、そのまちの代表者が直接挨拶をしに来てくれたというエピソードでございました。その会社も大変驚きだったようでございますが、そのまちの意気込みが感じられ、その後も緊張感を持って仕事を進められたと話しておりました。これまでの企業誘致の訪問や著名な方へのまちづくり参加協力、さらに医師確保に至るまで、当市のそれぞれの担当者が足を運び、交渉に伺っている

と思いますが、さらなる当市の積極的なトップセールスのあり方の考え方も必要なきがあると考えます。そして、これからの個性ある、魅力あるまちづくりを進める中で民間企業が手がける新たな技術や商品づくりに行政が一時的にかかわることで、まちのブランドイメージが高められ、特徴づけられるということの流れも必要な役割と考えております。最近では、首長みずからのブログやフェイスブックなどで来町者やまちのPRを行っている自治体もございます。さらに、応援大使に著名な方を起用する、営業戦略に民間公募で副市長を配置する取り組みなどトップセールスの手腕を高めている近隣自治体もございます。当市としての今後のトップセールスの体制のあり方についてお伺いをさせていただきたく思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） トップセールスについては、言ってみれば市としての営業活動でございますので、当然市長が先頭になってやるということは、これは大変大切なことでございまして、そういった面では十分かと言われれば、十分ですと胸を張れることではないというのは率直に受けとめさせていただきたいと思っております。赤平市を内外にPRすることにつきましては、市のインフォメーション機能についてお答えしたとおりでございますが、PRする場、今さら申し上げるまでもございませませんが、札幌市の大通公園で毎年行っておりますオータムフェスタへの出店、あるいは最近では札幌駅にありますどさんこプラザ、ここで赤平米のPR、販売等も最近行っているなど、以前よりは少しPRはしていると思っております。

また、赤平のイベントというのは非常に特徴ございますが、らんフェスティバルも近づいてまいりましたが、私も先般、毎年のことでありますが、NHKさん、道新さん、JRさんあるいはホームマックさん等、そういうところにも改めて協力をお願いするなど、私なりにはやってはいるつもりでございますが、まだまだ不足しているかと思っておりますし、また赤平はさまざまな製品がございますが、特に工業製品等、

私自身も実際に使ったり見せたりしながら、外行ったときには少しはPRする努力もさせていただいているつもりでありますし、東京赤平会等出かけた際にはなるべく地元をPRしてくるということで努めているところでございますが、営業という面ではまだまだ努力不足だと思いますので、市長がトップセールスマンとしてやるという意気込みは今まで以上に持っていかねければならないのかなというふうに改めて考えているところでございまして、そういう努力で今後させていただきたいということで、ご指摘いただいたことに改めてお礼申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 これまで当市におきましては、財政を立て直すといった使命のもと、市長も大変ご尽力していただいた経緯がございます。そのことにつきましては、当市の大変誇りでありませぬし、そのこと自体が営業戦略となって赤平が評価されている部分も大変大きいと思われませぬ。しかし、これから、今市長も言われましたようにトップセールスのあり方で市内の経済効果が生まれるような体制の作り方というのもぜひ前向きにご検討いただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、エの官民合同の人材育成プロジェクトについてお伺いをさせていただきます。さきに質問でもお話がありましたが、当市におきましてはさまざまな地域資源があり、それをつなげることがなかなかできていない現状にもあるということでございましたが、その中間でよきコーディネーター役となる人材が不足していることも原因であるかと感じております。さらにそういった観点でさらなる人材の育成や交流が必要であると考えている中で、昨年から始められておりますリーディングスタッフトレーニング、企業人材育成プログラムをこしも継続されるお考えを聞いて、赤平の将来のため大変うれしく思っている一人でございますが、その場を活用いたしまして官民のつながりの強化をぜひとも図

っていただきたいと思っております。市の職員の方は参加はされないのでしょうか。民間企業同様に市職員の方の参画を求めていきたいと思っております。そこでは民間目線を十分に感じていただき、さらに実りのある交流、人材育成の場にしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 企業人材育成プログラム、人材育成事業であります。私もやはり産業振興プロジェクトの中の大事な一つだと思っております。特にこのプログラムにつきましてもこれからの企業を支えていただく人材育成が急務であるということで、なかなか企業単独ではやりにくいというお話が企業さんからあるということで、市と会議所が事務局となって実行委員会を組織をし、やっているものございまして、あくまでもこれは企業ニーズ、企業向けの人材育成ということでございまして、したがって市の職員は事務局以外入っていないということでございまして、そういった意味でぜひこの性格についてはご理解をいただきたいと思っております。25年度も要望がございまして、この事業につきましても継続していきたいというふうに思っております。

ただ、市の職員がまるっきり関係ないのではなく、例えば本年度行いました講演会、相当満席になるぐらいお集まりいただいたようございまして、講師はもうご承知のように青木さんといって、東大阪市、ものづくりのまちであります。まいど1号という人工衛星をつくった中心人物の方でございまして、大変好評だったようございまして、この中にも職員は二十数名参加しているという報告受けておりますが、私どもはそうした講演会、こうした機会と一緒に参加をさせてもらうということでぜひご理解をいただきたいと思っております。この人材育成プログラムにつきましても、あくまでも企業人の育成ということが主でありますので、市の職員は関係ないということではございませんが、そういう性格についてご理解をいただきたいと思っております。ただ、市の

職員はいろんな中でやはり研修が必要でありますし、このプログラムは別として、別の機会があれば私はそういうところに参加をさせるということも十分必要だというふうに考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 この観点につきましても以前から私のほうでも質問をさせていただいておるところでございますが、講演会を幾ら通しても、同じ作業であったり動きの中で感じる部分、同じ汗を流すという部分では感じる度合いというのが全然違うということで、私もいろいろな団体に入らせていただいた中で感じているところでございます。こういった大変貴重なプログラムがある中で、ぜひ官民合同のあり方、人材育成のあり方についても今後お考えいただきたいというふうに強く願っておりますので、よろしくお願したいと思っております。

続きまして、大綱2、教育行政執行方針についてお尋ねをさせていただきます。2、教育行政についての①、しつけと体罰についてお伺いをさせていただきます。スポーツ業界におきまして体罰の問題が騒がれてございます。監督、先生、生徒が同じ目的に向かって歩む体制の中で、いつの間にか互いに着地点、目標が変わり、態度になってあらわれる。そこで、権力のもと、限度を超えた暴力、体罰となって言動であらわれる。先生と生徒の問題、目標の不一致がそもそも原因と言われております。また、その原因をただすことなく、生徒に接する際に軽減し、道徳の中で悪いことを叱り、行儀やしつけについて生徒と向き合って注意することを恐れる先生が多くなってきては本末転倒でございまして。先生と生徒の家族の中において学校教育の中で生徒と接するためのしつけと体罰についての認識をいま一度明確にし、当市の教育方針の中で方向性を整えていただきたく思っております。また、教員、保護者との話し合いを通じて意識の共有を図っていただきながら進めていただきたく思っておりますが、この点につきましてもいかがお考えでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、最初に1番目のしつけと体罰について申し上げさせていただきます。

議員ご指摘のように、学力以外にも児童生徒がこれから成長していく中で身につけていかなければならない社会規範などについて厳しく教育していくことは、必要なことと思います。教師が児童生徒を教育していく中で、もし体罰と疑われることを恐れてしっかりとした態度を示すことができないような事態があるとすれば、それは決して子供の将来によいものとはならないというふうに思います。市教委では、教育の名のもとにたたくあるいは蹴るなどの肉体的な苦痛を与えることは体罰として絶対容認することはできませんが、例えば授業環境を見出すような児童生徒を叱って席に着かせる、けんかや暴力行為をとめるために体を押さえつけるなどの行為は学習規律を守るものであり、多数の児童生徒の学習する環境を守るもので、体罰とは明確に区分しているところであります。いずれにしても、教職員が児童生徒に対して明確な教育目標を持つことが体罰の防止につながり、ひいては子供たちの良好な成長を促すものであることから、今後も教職員の指導理念など教育力の向上と保護者との連携を図りながら、よりよい教育環境の構築に努めてまいりますので、ご理解とご支援を下さいますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中で、後半に保護者との連携を強めて図りながらというお考えをお聞きすることができました。この問題につきましては、やはり先生と子供、保護者の共通の認識が何よりも大切だというふうに私のほうでも認識させていただいておりますので、ぜひそのあたりについては今後の中で強化していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、2、学力と体力向上の取り組みについて、ア、学力についてお尋ねさせていただきます。

子供たちの学力を高める方向性について、教育の場において教え方や勉強の仕方についての指導方法でございますが、社団法人情報教育研究所によりますと教え方によって生徒への理解度も全然違ってくることが明らかになっております。幾ら学問を伝授しても、そのことへの興味や得意とする気持ちに結びつけない限り、子供たちの勉強に対する気持ちは置き去りになってしまうこと、これは家庭においても同様で、子供の学習意欲を高めるためにどのように接し、環境づくりを行うか、近くにいる者の大きな役割だと感じてございます。その中で、特に学校教育では覚えるという能力が全ての能力の基本になってございます。そこで、速読法や記憶法に関する知識を取り入れる考え方、さらに授業形態においても生徒が互いに疑問を出し合う、教え合う、理解を深め合うといった学びの共同体という学びの場の作り方がございます。従来の授業ではわからなくて黙っているしかない子供たちがこの学びの共同体のグループ内において教え、教わるようにしむけていく、この結果授業から置き去りになる生徒を学習意欲が高まるようにする方法でございます。これらの全国各地の取り組み事例について見習うように、子供たちの学力向上における教え方、環境整備についての検討をする余地がさらにあるかと考えておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） 次に、学力について申し上げます。

学力あるいは学びの目指すところでありますけれども、学力とは単に知識やそれに伴う技能ばかりではなくて、それらを活用して課題を解決するための思考力や判断力、表現力などの能力で、加えて主体的に学習に取り組む態度であると考えております。これらのことから、市教委では学業成績の向上はもちろんですが、それらの方策として学校や教育行政ばかりではなく、家庭の果たす役割として家庭にも学習習慣の定着の視点を取り入れながら、ご提案のありました事柄の検討も含めまして、いろい

ろな場を通じて努めてまいりたいと思っております。
以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕ご答弁の中で、学問の向上を図るにおいては、全体的に低いと言われている中でも本市が学力を高めるといった部分においては率先的な取り組みというのが今後必要になってくるかと考えておりますので、そのあたりについてはさらに具体的かつ明確的にしていただくことが必要かなというふうに今のご答弁の中では考えております。ぜひ教育委員会全体でそのことに対して強化していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、イ、体力についてでございます。子供が減少し、統廃合が進む中で子供たちの男子、女子のバランスもその年によってばらつきがある中でございますが、体力と集中力を養えるようなスポーツをする場所、環境整備が大切であると考えております。例えば総合型地域スポーツクラブなどを導入し、各学校で手薄になりがちな年代を集め、独自のスポーツクラブの運営を果たすことや、さらにスポーツ選手、アスリートと呼ばれる方々をお招きし、出会える機会をふやすなど、スポーツ振興をする上において子供たちが興味を抱くようなことを推進をしていただきたいというふうに考えております。加えて、スポーツ奨学金、推薦などが図れるような中学校、高校といった外部進学先との連携も必要と考えておりますが、この点につきましてはいかががお考えでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、体力について申し上げます。

子供を取り巻く社会情勢の変化から、子供が運動しない、あるいは体力がなくなっているというふうに言われて久しいものがありますけれども、しかし子供たちは体を動かすことが嫌いになったわけではないというふうに思います。環境があれば体力の向上も図れるものと考えております。学校現場に

おきましては、教育課程にのっとり、子供たちの成長過程に合わせ、体力の向上ばかりではなくて運動の楽しさを含めた体育授業の実践に努めております。また、社会教育分野においても、育成会やその他のスポーツ行事のほか、去年はバレーボールVリーグ男子選手やプロ野球のファイターズ選手による指導教室などでその機会をふやす試みを行ったところですが、新年度においては今回はVリーグ女子選手による同様の教室も計画しておりますし、また好評であった水泳教室についても引き続き開催することとともに、小中学生の体育施設利用料の無料化も行い、さらには今回教育委員会表彰を行いまして、体育スポーツ活動で優秀な成績をおさめた小中学生を検証するなど、子供たちの体力の向上に少しでも寄与できるように努めてまいりたいというふうに思っております。なお、スポーツ奨学金につきましては、スポーツのみに特化は難しいものと考えておりますので、通常の奨学金制度がございますので、その中で対応してまいりたいと考えております。もちろんスポーツで優秀な成績をおさめた生徒の進学につきましては従前同様学校を通じて対応してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕ただいまのご答弁の中におきまして、継続してスポーツに興味を子供たちが抱いていただけるような取り組みを継続的に図っていただけるということではございました。しかし、継続的に、なおかつ特化して子供たちが集中的に体力を増幅させていくということの取り決めの中においては、もう少し強いそういう組織形態のあり方というのが必要になってきていると考えておりますので、部活動がないであったりとか、クラブ活動の今後の運営について、どのように学校と進めていけばそういった体力、精神的に強い子供たちが育まれるのかという体制をぜひつくっていただけるような方向性をお考えいただきたいというふうに思っておりますので、そういった取り組みを通じてよろ

しくお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、3、郷土を知るための教育のあり方について。ア、郷土資料と歴史文化遺産の保存と活用についてお伺いをさせていただきます。さきの質問の中にもございましたが、ご答弁の中で国の登録有形文化財の登録基準を満たしているという部分、立坑の部分もございました。それで、これからは、ますます教育行政の中におきましてもそういった当市の文化遺産の保存と活用については積極的に考えていただきたいというふうに強く願っている部分でのご質問でございます。よろしくお願いいたします。

改めましてご質問させていただきますと、当市の郷土資料館の保存と活用についての現状をお尋ねさせていただきます。郷土館が今年度取り壊される予定であるということをお伺いしております。そこで、郷土資料は仮のところへ保存されている。旧住友幼稚園にあります炭鉱遺産などにつきましては、今後の統廃合の計画も含めて展示場所の継続が危ぶまれている。住吉の農業機具などを展示しているところも簡単に見に行くことができないという状況でございます。さらに、写真の保存につきましては、今ボランティアが日々独自に集約をしている状態でございます。このような全体的な状況の評価の中で、当市における郷土資料においてはまだまだ課題が残されている状態にあると感じております。

そこで、郷土を知る上での教育の一助とした副読本を用いた教育を考えているというところを取り上げてございましたが、その副読本の内容を見ますと、さらに子供たちが興味を抱くような内容にするための編集や、さらに出前講座指導者の発掘などでご当地検定といった要素も含めながらクイズ形式のある教材づくりの方向性など、さらに内容を検討する方向性というのが十分に考えられる点があるなというふうに見てうかがわれました。子供たちによりわかりやすく郷土を大切に伝えるための環境づくりを構築する上で、教材のあり方、資料の管理方法も含め、今後の方向性を関係者と協議を進めていただくことが必要だと考えております。

さらに、住吉における農業文化遺産、住友を中心とした炭鉱遺産においては積極的に活動をしている団体もあるということで、さきにも述べましたが、赤平市の協力により進められているところもございます。季節に合わせて多く訪れるようになった方々に対しても、今後そういったものの管理の方向性をどのように強化をしていくかということが本当に問われている時期に来ていると思います。さきでもご質問させていただきましたが、駅裏の会議ではブリ山のふもとのイベントも市民と行政によって展開されております。赤平交流センターみらいを核に、駅裏のゾーンにはたくさんの遺産が詰まっております。ぜひこれらの活動に教育委員会も参画され、関係課、活動団体との連携を図り、教育財産としての位置づけ、さらに歴史文化遺産全体を生かすための動線づくり、方向性などをつくり出すためのご見解をまとめていただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、郷土資料と歴史文化遺産の保存、活用についてお答えをいたします。

まず、副読本につきましては、小学校3年、4年生、社会科用として作成したものですけれども、総合的な学習の時間の資料としても活用できますように構成してございます。活用方法は各学校に任せることとなりますが、使用する先生方へは、副読本の内容をそのまま教えるのではなくて、これをもとに体験学習や調査学習へと進化させ、地域の学習を具体的に展開するなどの配慮をお願いしているところでございます。今後におきましても、副読本に係る教材のあり方や資料の集約化など、関係者と協議を進めてまいりたいと思います。また、郷土資料に係る環境整備といたしましては、平成21年3月をもって閉館となった赤平市郷土館が25年度に除却されることになり、資料につきましては現在休館中の赤平市民館に保管されております。また、赤平市炭鉱歴史資料館につきましては、平成26年度から平岸、

茂尻、住友赤平小学校の統合によりまして、赤平市炭鉱歴史資料館が設置されております住友赤平小学校は閉校となります。その後の赤平市炭鉱歴史資料館、また郷土資料館の配置につきましては、赤平市行財政改革推進本部に設置されております公共施設改革専門部会を中心にまとめた遊休公共施設等整備計画方針に基づき、集約化の方向で計画されているところでございます。今後も郷土の大切さを伝えるための環境づくりにつきまして関係団体との協議を進め、赤平市の郷土資料の収集、施設整備の充実を図り、市民や子供たちの郷土の歴史、文化への意識向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、住吉における農業文化遺産、旧住友炭鉱を中心とした炭鉱遺産につきましては、赤平コミュニティガイドクラブTANt anを初め、各ボランティア団体によりさまざまな活動が行われ、大きな成果を上げていただいております。今後におきましても各団体との連携を図りながら、ボランティア団体が活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、旧住友赤平炭鉱の立坑を初め、炭鉱遺産の保存継承に取り組むに当たり、所有者の問題、財産の位置づけや維持管理費の費用の捻出などたくさんの課題があろうかと思っております。この炭鉱遺産につきましては、空知の炭鉱関連施設と生活文化として北海道遺産に位置づけられていることから、市の方針、関係団体や所有する企業の意向等も含めて、教育委員会としては所管する諮問機関等に諮るなどして方向性、今後のあり方などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中におきまして、郷土資料の収集、施設設備の充実を図り、市民や子供たちの郷土歴史文化の意識向上に努めていきたいという力強いお答えをいただいております。今後そういったことが具体的にまとめられ

ていくときののだなということで、私も大変心強く聞かせていただきました。最後のほうでお話しされておりましたが、教育委員会として各団体と連携を図りながらということもございましたし、またさらに教育委員会としての方向性を今後明確なものにしていくという中では、教育財産ということの考え方だけに至らずに、市全体としてどのような使用方法があるかを本当に幅広くご検討いただき、これが一つの赤平市の人を寄せる資源となるようにぜひお考えいただきたいというふうにも思っておりますので、幅広いご見解を期待しているところでございます。

さらに質問をさせていただきたいところがございますが、この遺産の保存、活用についてはこれまでも民間団体がいろいろと活動しているという経緯、成果が認められているということ、それと今後この活動について進めていくという今のご見解のお話もありましたので、第5次総合計画の後期の中において具体的に盛り込んでいただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかががお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、郷土資料と歴史文化遺産の保存活用に関連しまして、第5次総合計画の後期の計画への遺産の計画プランの取り組みということについてお答えをいたします。

赤平の遺産と一口に申しましても多岐にわたるものがあると考えますので、今思い当たるところで申しますと、歴史的遺産初め、産業遺産、文化遺産などがあるかというふうに思います。その保存活用を第5次総合計画の後期に位置づけるということにつきまして、計画のローリング機会などがございましたら、その際に改めて関係部局とも調整を図り、教育行政が所掌する事項の整理をして臨んでまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひそういった具体的な方向性をさらに期待するところでございま

すので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問となりました。4、地域と連携した教育プログラムのあり方についてお尋ねさせていただきます。地域のコミュニティづくりと活性化、地域に信頼される赤平の教育づくりに関連し、当市における地域と連携した教育プログラムのあり方についてお尋ねをさせていただきます。当市において少子化が進む中、子供は減少傾向にあったとしても、赤平で教育を受ける子供たちの将来は有望であり、社会に頼られる人材として成長してほしいと願うものでございます。さきの新聞報道の中にさまざまな課題はありながらも、公立高卒者の内定が8割を超えるという見出しがございました。その中では一部業界の回復傾向や責任世代の入れかわりが考えられるということでございますが、さらに学生時代に実社会でのインターンシップを経験することにより実社会で働く大変さや職業への気構えができたと話す学生など、仕事への理解が深まる中で学業と実社会における自分のあり方を見詰め直す機会となったという記事がございました。

当市におきましても、ものづくりのまちとしての1次産業の担い手や、これからは福祉のまちとしての充実など、高齢化社会を迎えるに当たり、若者が地元の現状を知り、実社会への理解を深めることが大切な習慣だと考えております。しかし、そういった考え方においては突然身につくものではなく、幼いときからの家庭での会話や日ごろから地域と向き合った教育環境があることで、より考えが膨らみ、育成されていくことと思われま。例えば町の面積の90%を森林が覆う下川町では、森林環境教育に取り組み、身近な自然における学びを通して人間的な成長を育む、環境に対してみずからが考え、行動できる人を育む、森林を核とした地域の産業を理解するといった目的で幼児、小中高と授業を一貫した森林教育育成プログラムを取り組んでいる事例がございます。先日も下川町に出向いてその内容を体験してきましたが、子供たちが森に対しての愛着であったり、親が森に対して仕事をしていることの理解で

あったりということ率先して私たちにも教えてくれるのです。そういう取り組みというのは大変素晴らしいことだなどというふうに考えていまして、当市におきましても子供たちがそのように将来自信を持って生きる力をつくり出すといったような他の地域にはない当市の個性豊かな教育プログラムの導入の検討をぜひお考えいただく必要があるかと感じておりますが、その点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） 地域と連携した教育プログラムのあり方についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

赤平市生涯学習推進室がございませけれども、ここでは幼稚園から高校、一般の方までが利用できるプログラムとして生涯学習出前講座を実施しております。生涯学習によるまちづくりに賛同する団体等によって構成され、この中には学校を対象とする講座も多く含まれております。今ほどお話のありました下川町は、国から環境未来都市及び地域活性化総合特区に選定指定を受け、さまざまな価値創造の取り組みを実施しており、町が一体となった森林環境教育プログラムに取り組んでおります。赤平市もものづくりなど特徴を生かした教育プログラムを取り組むには、市総合計画の中にまちづくり重点プロジェクトにおける産業振興プロジェクトの位置づけなど、あるいは関係団体、学校教育関係者との協議など、さまざまな角度からの検討も必要になってこようかというふうに思ひます。社会教育としては、今後におきまして地域住民、ボランティア団体、民間団体と協議、連携を図って、生涯学習出前講座の充実や体験学習、講座の提供に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りますようによろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 この教育プログラムの導入についてのお考えについては、やはり市

全体での取り組みが必要になってくるという背景も理解しますが、教育行政サイドからぜひそういった具体的な提案というものをしていただけるように期待をするところでございます。当市におきましても、提案制度までの導入には至っておりませんが、市全体のそういった提案を聞き入れるタイミングもあるというふうには伺っておりますので、そういった部分でも教育サイドのほうからぜひ強く提案をしていただいて、そういった体制づくりもご検討いただきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただくのですが、今回質問させていただいたことにつきましては第5次総合計画、前期から後期に移るこの1年間でございまして、この部分で具体的に盛り込んでいただきたいことを特に質問させていただいてきたところでございます。そこで、ことしの1年間、準備期間としても大変注目をさせていただく年でございまして、その点につきましても強く願うところの質問事項をきょう述べさせていただきましたので、何とぞご理解いただきたいと思っております。本日もご答弁詳しくいただきました。今後期待させていただいておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で新政クラブからの質問を終わらせていただきます。

○副議長（五十嵐美知君） 質問順序2、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づきまして、民主クラブを代表いたしましての質問を行いますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、市政執行方針について。①、平成25年度の予算案についてであります。ア、健全財政の維持と今後の課題についてであります。平成23年度決算において市立病院事業会計の不良債務を全額解消し、危機的財政状況を回避できたことは市民と行政が一体となった努力により実現したわけでございますが、それを早期に可能にした市長を初めとする理事者や

職員皆様方のご労苦に対しまして、平成25年度の予算編成が正常化したことで改めて敬意を表するところでございます。

平成25年度の予算編成を見るときに、予算総額は83億6,338万円で、前年度より2億2,658万円、率にいたしまして2.8%増となっており、自主財源である市税が特に市民税が個人、法人ともに前年度より上回っておりますし、軽自動車税も車両台数増から4.1%の増となっております。普通地方交付税が減額した部分は特別交付税や国庫支出金が増額になってカバーされており、市債については建設事業債を2億1,370万円とし、前年度比で1億960万円、33.9%も抑制しているにもかかわらず、歳入予算総額は前年度を上回っているわけでございます。歳出予算については、普通建設事業が6億8,829万円と前年比で13.9%増となっており、繰越事業を加えると実質的な普通建設事業費は10億2,717万円と最近にはない大型建設予算となっております。その他の予算を見ても各事業に適正に配分されていると思われまして、今年度の予算編成については私は健全財政として十分に納得のいくところでございます。

これら平成25年度の財政状況を見るときに、当市もやっと近隣市町村並みになったのではと思うところでございますが、今後この財政状況をどう維持していくかということでございます。今までは、地方分権の推進とともにこの3年間は地方交付税が増額となってきました。政権交代がなされた今後は交付税の減額が予測されますし、人口減と相まっての交付税減額は当市の財政事情に大きく危惧されるところでございます。年々の人口減少は今後の交付税算定にどのように影響を及ぼすことになるのか、この見きわめも大切でありますし、財政健全化が進み、ようやく明るい兆しが見えてきたわけでございますが、今後における当市の財政のあり方についてお伺いいたします。一番心配されることは、所信表明にありますように本市最大の課題であります人口減少対策であります。人口減少対策が功を奏しなければ人口はこのまま減り続け、それに伴い交付税額も削

減されます。国勢調査による5年ごとの人口動態で次期の交付税額が決まるわけですが、現在1人当たりの交付税額は30万円程度だと思いましたが、これらの数字を使い計算しているわけですが、けれども、将来的交付税額の予測をどのように立て、今後の事業展開を考えているのでしょうか。

また、今年度予算のように国の積極的な財政出動ということでのばらまきの大盤振る舞いは長く続かないことだと思います。財政的な厳しさが続く中で、今後の健全財政維持についてどう考えているのかお伺いいたします。

あわせて、財政調整基金の適正積立額についてお伺いいたします。現在財政事情の安定度とともに、一時期は空っぽになった一般会計における財政調整基金も一定程度の額まで積み立てられてまいりましたが、今後大型予算が毎年組まれる計画があるわけで、緊急時には大きな役割を果たすことになると思われまます。今年度の予算総額83億6,338万円に対し、24年度末での基金残高は幾らとなり、今後想定される財政規模からすると本市にとっての財政調整基金の適正積立額はどれくらいに見込まれるのでしょうか。過去の苦い経験から、安定した健全化財政の目安としたいわけですが、いかがなものでしょうか。お願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） お答えを申し上げたいと思います。

おかげさまで、本市におきましては市民の皆さんと一体となった行財政改革によりまして、財政指標的には財政の健全化の範囲におさめさせていただくことができました。改めてご協力いただきました多くの皆様方に感謝を申し上げたいと思います。しかし、ご指摘ございましたように、今後の財政状況を見通しますと歳入におきましては人口減少による市税あるいは使用料等の減少が予想され、特にご指摘ございました地方交付税につきましては、次期の国勢調査人口、27年に国勢調査が行われますが、この国勢調査人口が算定に反映される平成28年度に大き

く交付税が、人口減少で交付税が減ることが見込まれております。一方、歳入におきましては、今進めております病院の入院病棟、さらに消防本部総合庁舎の建てかえ、加えて学校改修事業などの大型事業を控え、さらに今後におきましても老朽化をしてきておりますエルム高原施設あるいは交流センターみらいなど建築後相当な年数が経過をしている公共施設の改修あるいは耐震化、さらに前者のご質問にもございましたが、災害時の避難施設整備の費用が増大していくものと予想されまして、ご承知のように国からの財源の依存率が高い本市にとりましては厳しい財政運営が続くものと思えます。

このため、引き続き効率、効果的な財政運営に努め、財政規律を維持しながら第5次の赤平総合計画の推進は当然のことながら、特にご意見いただきました人口減少率の緩和、できることなら歯どめをかけるための施策をいかに展開していくか、大変重要な課題でございますので、人口減少対策に全力で取り組んでまいらなければならないと思います。また、先ほど申し上げましたように、本市の財政というのは国への依存率が高く、国の考えいかんによって財政状況がされてしまうという厳しい状況に置かれておりまして、これまで相当厳しい行財政改革に取り組んできた本市におきましては、さらなる新たな改革を行うにも相当な時間や期間を要すると考えられますので、そういった意味で緊急的な影響を一時的に回避するためにも、額はどの規模がいいかというのはなかなか申し上げられませんが、一定程度の財政調整基金はやはり確保してまいらなければならないというふうに考えております。

ご質問ございました24年度末の基金残高は、3月補正後であります。約16億円ということでございます。

以上でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕健全財政維持というのは非常に難しいということになりますけれども、私たちが産炭地議員連絡協議会でございますけれ

ども、そういう部分では産炭地の人口急減補正ということで中央への陳情もいたしまして、少しは効果があったのかなと、そんな気もしておりますけれども、平成28年度よりまた下がる可能性について今お話ありました。国への財源依存率がこれからますます高くなっていくという赤平市にとっては、人口減少対策、恐らくどこまでいっても重要かつ最大の課題ではありますけれども、なかなか抜本的な解決策が見出せないというふうに思いますので、本当に難しいことであろうなと思います。今後の財政運営についての厳しさ、これらについても私も十分理解しておりますので、健全財政を維持するためにもこれからはより効率、効果的な財政運営に努めていただければとお願いするところでございます。

財政調整基金についても考え方について理解いたしました。

続きまして、イ、公共工事の無駄の排除と工事時期への配慮についてであります。国は、15カ月予算と称して、デフレ脱却のため緊急雇用対策を打ち出しました。それを見込んでか、道段階でも2月下旬から3月にかけて急ピッチで公共工事の発注が始まりました。北海道の建設業者は除排雪の仕事があるわけですし、そして冬場の建設工事は効率が悪いわけでございます。現在道の緊急雇用対策でしょうか、当市にも道道の歩道舗装工事をしているところがあるわけでございますが、歩道の雪を大量に取り除き、降っては除排雪、降っては除排雪しながらの工事は効率が悪く、随分無駄な仕事に見えます。冬の季節には地域の実態に合わせた工事時期というものがあるわけでありまして。工事に携わる人も大変ですし、税金の無駄使いでもあり、道行く市民からも批判の出ているところでございます。当市におきましてこの5年間厳しい財政状況にさらされた市民は、税金の無駄使いには特に敏感になっております。行政や議会に対して、このチェックの目がより厳しくなっております。

冬期の予算配分は4月以降に繰り越しての仕事とはならないのでしょうか。実施期間には法的な制約

もあるでしょうが、工事業者または関係者と時期についての話し合いが必要だと思います。そのほうが税金の無駄使いにもならず、お互いに効率的だと思います。当市の公共事業においても毎年の工事始まりは6月ごろからになることが多いわけですが、今年度のように工事量が多い年は、雇用の通年化を図るためにも4月から11月まで均等に仕事が回らないのでしょうか。12月から3月までは市内業者は除排雪の仕事があるわけで、特に業者にとっては4、5月の仕事が待たれるわけでございます。時期的なものも予算編成の中で調整できると思われませんが、公共工事の1事例を通して改めて無駄の排除や工事時期への配慮等、公共事業への考え方をお伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 平成25年度の予算に占めず普通建設事業費は、第5次総合計画の推進、さらに安全、安心社会の実現、また雇用経済対策を軸として繰越事業を加えた実質的なものとして、ご承知のように前年度に比較をして70%増となりまして、また少額工事等での実施を含む維持補修費も約2億9,000万円ほど計上いたしているところでございます。これらの工事の執行に当たりましては、施工時期を含め、工事内容を十分精査の上、適切な設計内容とし、発注に当たりまして透明性の確保に努めてまいりたいと思います。

早期着工の話がございました。6月ごろになってしまうということでございます。これは、どうしてもこうならざるを得ないということでございますが、入札工事に関しましては建設業法等におきまして見積もり期間など契約までに必要な期間が定められておりますことから、工事着手まで時間を要するということとなります。ですから、4月1日に工事着手ということで、そこから手続が始まりますので、どうしても実際に工事に入るのは二月ぐらい後になってしまうと、これはある程度入札に伴う仕事はそういうふうにならざるを得ないわけですが、しかし少額工事につきましては実施する道路補修等

の維持工事は比較的早期に着手可能というものもございしますので、事業内容あるいは事業バランスも考慮しながら、こういうものにつきましては早期発注できるように円滑な執行に努めてまいりたいと思います。

景気対策の推進と社会資本整備の必要性の観点から、雇用の確保など地域振興に密着した公共事業は重要な役割を担っておりますので、市民の皆様方から無駄ととられるような事象が発生しないよう、今後も事業執行に当たりましては適切性、透明性を確保の上、効率、効果的な執行に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 まず、無駄の排除でありますけれども、市民の皆様方につきましては税金の無駄使いについては以前より敏感になっておりますので、市民から無駄ととられるような、そんな事象が発生しないよう、工事請負業者への指導を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

また、工事時期の関係であります。今説明いただきました。入札契約期間、少額工事いろいろ聞きましたけれども、これについては理解いたします。しかしながら、雇用の安定のためにも仕事が絶えることなくということで、少額工事を利用しながら、これまで以上に早期発注や事業バランスに努めていただきたいと思いますところでございます。

続きまして、②、第5次赤平市総合計画についてであります。ア、後期計画と推定人口の見直しについてであります。平成25年度は、第5次赤平市総合計画の前期計画期間の最終年であると同時に、後期計画に向けての具体的策定を行う大切な年でもありますので、今後の取り組みについてお伺ひいたします。私は、昨年来当市においての前3カ年の死亡や人口流失による平均人口減が350人に及ぶことから、今後の事業計画の基本となる将来の推定人口のあり方に甘さがあるのではないかと、このように指摘し

たわけでございますけれども、総合計画の折り返し年でありますので、改めて推定人口を厳しく見直すべきだろうと思うところでございます。全ての事業計画は人口の正確な把握が鍵となると思われまして、今後の人口予測の根拠と推定人口の見直しについて検討する必要があるのかどうかお伺ひいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 第5次赤平市総合計画におきまして、推計によります10年間の人口の減少率は25%ではじき出されておりますが、これを総合計画では15%に抑え、平成30年度の将来目標人口1万1,600人と定めたところでございます。これまでの毎年4月1日現在の推計人口と実際の人口比較をいたしますと、推計上、平成21年から平成23年までは毎年350人程度の減少、2%後半の減少率と見込んでおりましたが、実際には370人から400人程度、3%前後の減少率と予想を超える減少結果となったところではありますが、その後平成24年は約270人、2%前半の減少率、平成25年度、3月いっぱいでありまして、ほぼ24年と同じぐらいの減少と見込んでおりましたが、そういった意味では減少幅は推計上より若干減少傾向にきていると言えると思っております。しかし、推計自体は下回っている実態には変わりございませんので、まちの発展を考えますとやはりこの人口減というのは私ども危機感を持って今後臨んでいく必要があると思っております。

そこで、人口の見直しとのご意見でございますが、総合計画の基本構想につきましては既に議会の議決をいただいておりますし、この基本構想の中に将来目標人口も定められておりますので、これを尊重し、現段階としては見直すことは考えてございません。ただ、こうした人口の減少を踏まえまして、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、人口減少対策は当市にとっての最大の課題であるというふうに思っておりますし、総合計画の後期実施計画の中でその対策に向けた施策を盛り込むよう、引き続きさまざまな角度から検討してまいりたいというふうに考え

ておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今市長の答弁の中で、一度議会に承認されているのでという、そういう答弁ございましたけれども、私としては人口推計に幅が出過ぎてきているなど、そういう心配から質問したわけでございますけれども、ただいまの答弁に一理ございますので、ここのところについては理解したいと思ひます。

続きまして、イ、人口減少に伴うまちの活性化計画についてであります。当市の人口は、2000年には1万5,753人、2005年には1万4,401人、2010年には1万2,637人、現在は1万1,000人台になりました。10年後には8,000人台にまでなろうと予測されます。人口の減少により財政が縮小することは避けられないわけですが、そうした中で人口規模に合わせたまちづくりが必要であり、今後も活性化を図っていかねばなりません。第5次赤平市総合計画の生き生きプラン21には平成25年度までの実施計画が示されておりますが、後期計画推進に当たり、財源縮小による見直しが出てくるのかどうかも含めて、雇用対策、産業振興、子育て支援、住宅政策、福祉政策などなど、今後の市財政のあり方と見通しの上に立った基本的な取り組みについての考え方があれば伺いたいと思ひます。特に後期5年間の人口減少対策として目玉となる政策があるとすれば、お示しいただきたいと思ひます。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、人口減少対策が当市にとっての最大課題ということでございます。人口の減少は経済規模の縮小や地域における活力の低下を招くおそれがあり、市の財政規模の縮小にもつながってまいります。当然財政運営のあり方としては、こうした最悪の事態を想定した中で歳入規模に見合った予算執行に努めてまいらなければなりません。一方では、人口減少対策をいかに講じていくかということになりますが、第5次赤平市総合計画に掲げている施策を

着実に推進していくことが結果として総体的な対策として結びついてまいりますし、また後期実施計画の5年間の中でまちの担い手となる若年層を中心とした方々にいかに当市に住み続けていただけるかなどを含め、引き続き庁内に設置をしております3つのプロジェクトチーム、産業振興、少子化対策、住環境の整備の3つのプロジェクトチームを中心に引き続き具体的協議を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 第5次総合計画の施策遂行が総体的な対策に結びつくということであり、理解はいたしますけれども、後期5年後に向け、できるだけ早く若年層の定住対策、これの実施に向けての検討をお願いするところでございます。特に定住対策と産業の振興対策については密接した関係があると思われまますので、今後に向けてのよりよい対策をお願いするところでございます。また、ただいま前段で同僚議員からも住宅施策についての質問がございましたけれども、子育て支援も含めた若年層の定住対策、これにつきましては重要課題でございます。総合的に判断されまして、これらについてもよろしくをお願いするところでございます。

③、私立赤平総合病院について。ア、医療技術の充実とMRI導入の必要性についてであります。市立病院病棟建てかえ構想が実現することになり、24年度の基本設計に続き25年度は実施設計となることで予算化も進められております。病棟建てかえにつきましては約13億6,000万円の建設費が見込まれ、過疎債、企業債を利用しての建設であり、平成46年までの安定した返済計画として説明されております。私たちも当市の財政状況の安定とともに病棟建てかえは長年待ちわびてきたことであり、今後に大いに期待しております。そこで、市立病院における今後の医療技術の充実についてお尋ねいたします。

現在内科や整形外科においての検査は、CTによる断層写真やレントゲン撮影で行われております。

しかし、さらなる医療技術の充実にはMRIの導入が必要なことだと思われます。かつてはMRIが稼働していたことがあるわけですが、現在は老朽化しており、病棟の建てかえ時に廃棄処分されるとのことです。現在必要時には患者を平岸病院に行かせての検査ということで市民に不自由をかけているわけですが、今後病棟が新築され、患者がふえることが予想されますことから、また若い医師確保のためにも高度医療の最先端をいくMRIの設置は必要不可欠なことではないでしょうか。病棟が新築されることで入院患者増が期待されます。それに伴い、医師、看護師の事務作業の軽便化を図るために電子カルテ導入が必要になってくると思われますし、随所に高度な技術が取り入れられることでしょう。財政状況が安定してきたこととはいえ、今後消防本庁舎の建てかえや小中学校の統廃合等、教育施設の環境整備も控えておりますので、今後の財政面での厳しさは予測されることとございます。しかし、市民にとっては、高齢化とともに、がんの早期発見も大切ですし、元気で長生きのためにも整形外科の固定医も待たれるところとございます。さらなる医療の充実に向け、将来におけるMRI導入の考え方についてお伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） MRI導入の考え方についてでございますが、病棟の建てかえに際しての医療機器等の更新、購入につきましては、現在病棟で使用しているものを中心に更新するということが検討しております。MRIにつきましては、現在常勤の整形外科医がいないため、整形外科以外からの検査利用の頻度は低いというふう聞いておまして、現在整形外科医の常勤がないという現状の中では、今後常勤の整形外科医が確保できた段階、その際にそうした先生方のご希望を含め、その段階で検討させていただきたいということで、現状整形以外は使用頻度が低いという実態から、そういう考えで現状いるということとございます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまMRI導入についての考え方が一定程度あるというふうに受けとめましたので、一つは安心いたしました。そういう意味では、これからもできるだけMRIを必要とする今言われました常勤の整形外科医、いわゆる専門固定医を早く見つけていただきたいのと、このように願うところでございます。

続きまして、イ、訪問診療継続、定着の可能性についてであります。現在は、高齢化とともに単独で通院できない人もふえてきております。それに伴い、訪問診療を希望する人もふえてきているわけとございます。また、最近は自宅で家族にみとられながら人生の最期を迎えたい人も結構いるようであり、訪問診療の需要はさらにふえてくることだと思います。当市立病院でも現在数名の医師により訪問診療が行われているわけとございますが、患者や家族にもそういう意味では大変喜ばれております。医療技術の高度化が進められていく一方、医師と患者の心と心の触れ合いの持てる訪問診療は地域医療のあり方の一つとして大切なこととございます。また、将来的には訪問介護や居宅介護にも結びつき、市民と病院との関係がより身近になると思われるわけとございますので、このことは双方の信頼関係にもつながり、他市への患者流出に少しでも歯どめがかかることではないでしょうか。今後も医師不足が続く中で訪問診療の継続、定着が可能なのかどうか、今後の当市立病院における訪問診療への考え方についてお伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 訪問診療につきましては、公立病院として、また市民の皆さんに支えられている病院として大切な役割だというふう認識をいたしております。したがって、今後も医師の外来診療など院内での業務の状況にあわせて対応してまいりたいと考えております。訪問診療の実績といたしましては、現在4名の医師で26名の方に対し訪問診療を実施をいたしております。あわせて、看

護師による訪問看護につきましては12名の方という数字を聞いているところでございます。今後におきましては、現状の医師数からいきますとやはり25から30名の範囲内での訪問診療と、お医者さんの数からいって現状こういうことだということでお聞きしておりますので、こうした中で実施をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で何とかこのまま続けていきたいということですので、そういう意味では安心できるかなと思いますけれども、確かに医者がもう少しふえていただければこれをさらに拡大できるのかなと思いますけれども、今一定程度の考え方が出ましたので、それについては理解いたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

④、福祉……

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員、続きは午後からでよろしいですか。

○5番（若山武信君） はい、わかりました。

○副議長（五十嵐美知君） 暫時休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（五十嵐美知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 それでは、④、福祉関係について、ア、孤立死、孤独死への対応、対策についてであります。昨年孤立死、孤独死問題が新聞やテレビで大きく取り上げられて以来、途切れることのない社会的課題になっております。高齢化が進んだり、また子育て中に職が見つからなかったり、さらには障害者ゆえにとの理由で孤立死、孤独死が後を絶たない現状にあります。行政の対応も少しずつ改善されてきているようではありますが、行政と市民が一体となった防止対策が必要であります。社会福祉協議会も、孤立死、孤独死対策の重要性か

ら連合町内会設立の必要性を現在幅広く訴えております。今までの経過では民生委員が持つ高齢者基本台帳が守秘義務から町内会役員での活用ができないようになっておりますが、守秘義務が大切なのか、命のほうが大切なのかの議論も既に始まっている他市もあるようでございます。当市でもこのところの議論を踏まえて、民生委員と町内会役員との連携がスムーズに運ばれ、少しでも悲しい事故を未然に防止することが大切だと思います。命の大切さが条例の壁を超えることができるのかということが問題解決の鍵となるわけでありますけれども、今後への新しい対応等の考え方についてお伺いいたします。また、孤独死対策として本年度からモバイル型の緊急通報システムが導入される計画が組まれているようでございますけれども、単年度限りのものではないと思われまますので、必要個数や予算面も見据えた今後の計画が用意されているのであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） お答え申し上げます。

近年地域のコミュニティ意識の希薄化が進む中、高齢者や障害者など福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立し、誰にもみとられることなく、死後長期間にわたり放置され、発見されるという大変痛ましい事案が発生をしております。誰もが住みなれた地域で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会実現のためには、やはり地域一人一人が見守る意識の醸成に努めるとともに、行政を初め関係機関、団体、民間事業者などの連携が大変重要となってまいります。このような中、お話もいただきましたが、社会福祉協議会と町内会の代表者によって市全体の連合町内会の必要性について現在協議が進められているところであり、行政と関係機関が連携していくためにはきちんと情報の共有化が図られていることが大切であります。一方では行政が把握している個人情報法律や条例などで保護され、使用制限がされていることはご承知のとおりでございます。お話もいただきましたが、近年先進的に見守り

体制に取り組みられている自治体では本人からの同意によって関係機関等が緊急時に活用できるよう条例等で根拠規定を設けるなどしているようでございますが、本市といたしましても地域社会で支援を必要とする方々を日常的に見守る支え合いの体制づくりに向けまして、こうした先進事例を参考としながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、25年度から新たに導入を予定いたしておりますモバイル型の緊急通報システムにつきましては、当初予算で20台の購入予定をしておりますが、予定台数以上のご希望があった場合につきましては追加導入を対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 このたびの孤立死、孤独死の対策についての質問でありますけれども、これは守秘義務と命の大切さの比重の問題について、どちらが大事なのかということの投げかけでありますけれども、ただいまの答弁にありますように先進事例を参考にしながら検討を進めていくという答弁でございますので、そういう意味ではどうか前向きなご検討をお願いするところでございます。

なお、緊急通報システムにつきましては20個ということでもありますけれども、このモバイル型がいいのかどうかも含めて、予算も絡んでまいりますので、これは予算委員会のほうで後で十分に質問させていただきたいと思っております。

次に、国の生活保護基準引き下げによる影響についてであります。現在開会中の第183回通常国会で国の平成25年度予算案が審議されておりますけれども、予算編成上、財源確保にも非常に苦慮されており、その一部に生活保護基準の引き下げ案があり、ここ数日予算委員会にて審議中でございます。6月26日の会期末までに法案は可決し、本年8月より間違いなく実施されるという予定になっております。そういう中で、生活保護基準の引き下げにつきまし

ては生活保護者世帯より収入の低いであろう低所得者世帯にベースを合わせた調整のようでございますけれども、大企業優先の日本経済のひずみの中では、物価は上がっても賃金は上がらない底辺の生活者にとって大きな影響を及ぼし、国民生活にますますの経済格差が生じるのではと危惧されるところでございます。

それで、社会保障審議会の生活保護支給水準検証結果をもとに策定されました一般的な基準額に対する増減額と増減率は新聞にも掲載されておりますけれども、このままでの設定となった場合、本市における影響はどうかでございましょうか。本市の生活保護者の現状において対象者はどのくらいになるのか、生活保護者の現状がどう変わり、救済が必要になった場合の市の対応はどうかお伺いいたします。

また、低所得者世帯への影響と対応、対策についてであります。基準引き下げにより本市での各種助成制度への影響も出てくると思っております。物価は上がり、給料は上がり、円安による燃料代の高騰等はさらに市民生活を圧迫してまいります。低所得者世帯に対しての救済として、福祉灯油の復活、今現在これはないわけではありますが、福祉灯油の復活や子育て支援として高校生の通学費負担、それから支給基準の変更による差額支給等、いろいろな救済措置はあると思っておりますけれども、弱者救済への対応や対策の考え方についてあわせてお伺いしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 国は、生活保護費の生活扶助基準につきまして平成25年8月から3年程度で段階的な見直しによる激変緩和措置をとり、これにあわせ不正受給対策の徹底、後発医薬品の使用による医療扶助の適正化など、保護制度の見直しや自立就労支援等の強化など総合的に取り組むこととしております。国の示す生活扶助基準の見直しの例では、一部60歳代の単身世帯等では若干増額しているところもあるようでございますが、30代、40代の子育て世代では最大5,000円程度少なくなっている、こう

いう例も見られます。当市の場合高齢者世帯が多いことから、その影響は余り大きいものはないと考えておりますが、道の説明会も今月末に行われるなど、現時点で当市の受給者への影響がどの程度になるか、まだまだ不明な点がございます。今後も制度動向を踏まえながら適切に対応してまいりたいと思います。

次に、低所得者世帯への影響と対応、対策ですが、生活保護の生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響につきましては、できる限りその影響が及ばないように対応する旨、先般国の対応方針が示されました。生活扶助基準は、個人住民税の非課税限度額や就学援助、年金保険料や保育料など、さまざまな免除、減免の対象基準として使われているところでございます。国におきましても、今後例えば非課税限度額を対象としているものについては26年度以降の税制改正を踏まえて対応と、今後にまだまだ課題があるようでございますが、十分こうした動向を見ていかなければならないと思います。

福祉灯油につきましては、市民税非課税世帯の高齢者世帯を対象として灯油需要期の価格上昇傾向などを勘案しながら実施について判断をしているところでございますが、このほか就学援助を初めとした低所得世帯に対する子育て関連の各種制度につきましても、先ほど申し上げたことも含めて、国の対応方針の趣旨を踏まえて今後十分動向を把握しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきましたけれども、国会での具体的内容の最終決定は6月末ということになりますけれども、これはもう方針が決まっていますので、間違いなく削減されるということで、保護費が関連する低所得者に対しまして、あとは行政がどれだけの配慮で対処できるかということでございますので、法案が決定次第弱者への救済を速やかにお願いしたいと、このように思うところでございます。ちなみに、生活保

護者の自殺者でありますけれども、10万人当たり58人となっております。通常自殺者の倍ほどということで、この数字が倍になっているということもご検討いただく一つの要素になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ウ、介護保険事業の充実について。市民の高齢化とともに、元気で長生き、ぴんぴんころりを目指し、それぞれの方が健康志向を持って多種多様な健康補助食品を選択しながら、また体力づくりにも精を出している姿が最近多く見受けられるようになりました。毎日のウォーキングや地域での健康体操、各種サークル活動等への積極的参加も多く見られます。また、それを支援する意味で介護健康推進課がいろいろな事業を企画し、お年寄りを戸外に引き出すなどの健康推進対策を実践、指導しております。自主的に健康志向への意識の高いお年寄りにはそれなりに元気でありますけれども、そうでない人々への対応に難しさがあるのではないのでしょうか。高齢者人口がますますふえていく当市にとって、健康年齢の平均を引き上げることは市民にとっての幸せであり、加えて国民健康保険料や介護保険料の支出抑制に大いに役立つことでもあります。死亡率の高い心筋梗塞、脳梗塞の早期予防や治療、そしてがん等の早期発見は、元気で長生きするために医療の充実とともに最も大切なことでもあります。介護健康推進課スタッフの皆さんが日常的に高齢者宅へ訪問し、病気予防や健康推進のPR活動を行っておりますけれども、最近では生活保護者や孤立死、孤独死への見守り等も含め、民生委員とも違う立場での地域への協力体制が構築されつつあるような気がいたします。高齢者への訪問指導は、孤立死、孤独死対策にも貢献しているわけでありまして。介護サービスの提供や施設運営など、介護保険事業は幅広く実施されておりますけれども、これからは寝たきり老人をつくらないために介護予防サービスが最も重要な役割を果たすことになるのではないのでしょうか。スタッフの人員増や教育指導も含めた体制の充実などが必要であります。費用はかかりますけれど

も、市民の健康維持のためでもあります。今後の介護保険事業の充実について考え方があればお伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 高齢化が進むにつれ、病気の方や介護認定を受ける高齢者が増加し、医療機関の受診や介護サービスを利用する方々もふえ、健康保険や介護給付費も年々増加傾向にございます。介護予防が重要だということは、私どももそのとおりだというふうに認識をしております。そこで、高齢者に正しい運動習慣を身につけていただくため、まる元と言っておりますが、あかびら元気アッププログラム、産学官の赤平市の独自事業であります、大変参加者からご好評をいただいております。25年度も継続し、新たな参加者を募りながら運動の必要性を引き続き普及啓発をしてみたいと思います。

また、昨年からは老後の生活を心身ともに充実をしていただくための各種講演会もシリーズ化をして開催し、大変好評の中で多数の参加をいただいているところであります。これも引き続き継続をして働きかけをしてみたいと思います。そのほか高齢者の訪問というお話もいただきましたが、これらの事業を所管している介護健康推進課では高齢者の相互相談窓口として地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門職を配置し、介護予防並びに各種相談を受け、高齢者の方々の心身の状況に応じて、さらに健康づくり推進係につなぐなどの適切な支援を行わせていただいております。高齢者の方々が健やかで尊厳のある生活をいつまでも継続できることが理想であり、そのためにも介護状態にならないための健康づくりや介護予防事業はますます重要になっていくものと考えております。これらの事業を行っております介護推進課の人員体制につきましては、ここ数年で私どもも増員し、強化を図ってきているところでありますが、今後も状況を見ながら専門職の適切な配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 つい先日、享年90歳の女性がお亡くなりになりました。私もお葬式に行ってまいりましたけれども、残念ながら発見が3日ほどおくれた孤独死の方でございました。孤独死そのものは悲しい出来事でございますけれども、私は別の意味で本当に幸せな最期を送ることができた人だなと感じたものでございます。この女性は、私もよく知っておりますが、日常から本当に元気で、若木町から駅までいつも歩いて買い物に来ていますし、わずか1週間ほど前にも障害者仲間と元気で懇親会に出席しており、おしゃべりを楽しんでいただけてございます。お風呂での心不全とのことでございましたけれども、平均寿命を超えておりますし、元気で長生き、現役で生涯を閉じられたことは本当に理想的なことではないでしょうか。第5次総合計画の基本計画の第1節に生き生きとした心と体の健康づくりというのがありますが、担当課、職員、スタッフの皆様には介護保険事業の充実とともに、これからも市民の健康維持のために、特に施設介護者も含め、お迎えが来るまで心と体の健康づくりへのご尽力をお願いするところでございます。

続きまして、工、障害者の市職員登用についてであります。共生社会実現のもと、障害者雇用制度により、全ての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。国は、障害者への自立支援とともに、雇用促進のため本年4月より障害者の法定雇用率を民間企業は現行の1.8%から2%に、国、地方公共団体は2.1%から2.3%に、都道府県等の教育委員会では2%から2.2%に法改正いたしました。このことから企業に義務づけられる障害者の雇用人数がふえることもあり、ことしの企業各社の障害者雇用に対する関心度は全国的に非常に高く、北海道でいいますと札幌市では障害者の働く意欲を企業に紹介、障害者の就業体験事業には昨年度の7社13人に対し、ことしは10社18人とのことでございます。自治体においても障害者の雇用促進は

当然であり、民間企業より積極的な採用が問われるわけでございます。私は昨年も障害者の職員登用に
ついて質問しておりますが、ことしの職員登用は6
人とのことでございますが、障害者が一人も含まれ
ておりません。現在当市の障害者雇用義務率はどれ
ぐらいあるのか、いつごろからの採用を予定してい
るのか、障害者の職員登用に関して当市の考え方を
お伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 障害者の当市の雇用状況で
ございますが、いわゆる手帳を持っている職員、対
象者の退職、あるいは手術によりまして障害が改善
され、障害者手帳を返還したという職員もおりまし
たことなどから、昨年6月現在で法定雇用率で算出
をいたしました人数と比較いたしました4名ほど低
いという、こういう状況となっております。さらに、
来年度は法の改正で地方公共団体等の法定雇用率も
2.1%から2.3%と引き上げられますが、申し上げる
までもなく、地方公共団体は民間企業に率先垂範し
て法定雇用率を達成する立場にありますことから、
障害者の雇用につきましては各学校や関連する団体
にもご協力を願うなど、正職員の採用はもちろん、
計画的になるべく早くというふうに考えております
が、計画的に進めたいというふうに考えているところ
でありますし、そういう方向で協議中でございます。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今ご答弁いただき
まして少し安心したわけでありましてけれども、作
業にもちょっと時間がかかるということでもござい
ますので、理解はいたしたいと思っております。当市には
障害者雇用のための授産施設、これを有する企業が
あるわけでございますので、それだけに率先しての
障害者の職員登用をお願いするところでございます。
よろしく申し上げます。

⑤、遊休公共施設等の整備計画について。公共施設
の運用、停止等は財政健全化によるものが主体と
なっているようではありますが、一方では人口減少に

起因する建造物も多くあります。老朽化して再利用
できないものは早急に整理してほしいというのが地
域住民の声だと思っておりますが、このたび担当部局によ
ります遊休公共施設整備計画の概要がまとめられま
した。整備計画書では、再利用できる建造物、処分
すべきもの、今後の判断にまたれるもの、これらに
ついての区分けがされておりますが、現状の課題並
びに今後の整備方針は出されておりますけれども、
解体処分等の年次計画やこれらの予算面については
触れられておりません。完全に再利用できないもの
は早急に処分すべきでありますし、売却価値がある
ものについては早期に売り出すべきであります。除
却処分すべきものには予算がつかまとうわけでご
ざいますけれども、解体工事等では、これはもう雇
用対策にもなるわけでございます。今後予算面や雇
用対策への配慮も含め、年次計画を持って整理処分
していくべきではないかと思っておりますが、いかがで
しょうか。考え方があれば、お伺いしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 本年2月に当市の赤平市遊
休公共施設等整備計画を策定をいたしました。本計
画につきましては、今後の活用整備の基本方針を定
めたものであり、引き続き詳細にわたる課題等を整
理するよう指示をしているところであり、その結果
をもって優先すべき項目を整理してまいりたいと考
えております。ただし、予算を伴うものに関しまし
ては、平成27年度までは大型の事業等が予定されて
おり、大半の事業は次期の国勢調査人口の影響によ
り地方交付税の減額が想定される平成28年度以降に
実施する可能性が高いと思っております。しかし、財産の
売り払いや平岸小学校の跡利用、統合もございま
すので、こうした点につきましては先行して課題整理
を行い、実施してまいりたいと思っておりますので、ご理
解いただきたいと思っております。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 答弁について理
解いたしました。予算的なこともあるでしょうけれ
ども、できるだけ速やかにお願いしたいと思います。

続きまして、大綱2、教育行政執行方針についてであります。①、いじめ、体罰、自殺への対応、対策についてであります。いじめは古くて新しい問題で、文部科学省の通達による都道府県の各教育委員会を通してその指導はなされているわけでありませうけれども、依然としていじめによる自殺は後を絶たず、最近では教師やコーチ等の体罰による自殺も幅広く取り沙汰されるようになりました。加えて家族による児童虐待もふえてくるなど暗い社会現象は、将来を担う子供たちの心に大きく傷跡を残し、今後の社会構造に大きく影響を及ぼすことになりかねない重要な問題であります。国は、将来を見据えて道徳教育の強化を図る方向で検討しているようですが、いじめ問題が根治することはなかなか難しいことでございます。

子供たちの自殺には、いじめによる自殺、教師に怒られての自殺、体罰による自殺、家族の虐待による自殺等さまざまありますが、昔の子供たちと比較して感情の複雑さ、心の弱さが根底にあるのではとも思っております。昔は餓鬼大将を先頭に野山を駆け回り、遊びやけんかの中から序列が付き、仲間をかばい合う意識も培われていたと思いますが、現在はゲームやパソコン、携帯電話でのやりとりなど室内が中心の生活習慣となり、また個人のプライバシーが尊重される時代が変わってきました。子供同士の絆は薄れ、心は孤立し、不安定となり、学校でも家庭においても子供の心をつかみ切れないのが現状ではないでしょうか。文部科学省のいじめ問題の基本的認識として、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないと強い認識を持つこととしており、それを軸に、1つには、いじめられている子供の立場に立った親身の指導が必要である。2つ目には、いじめは家庭教育のあり方に大きなかわりを有している。3つ目には、いじめは教師の児童生徒観や指導のあり方を問われる問題であるとしております。最終的には、家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であるとしておりま

す。また、体罰についても報道で大きく取り上げられましたが、度の過ぎた体罰により自殺者が出たからであります。体罰問題は、子供同士のいじめ問題ではなく、指導的立場にある教師やコーチによる一方的な暴力問題であります。表面化して社会的制裁が加えられたケースもありますが、これも昔から根の深い問題であります。子供の教育や子育てには学校での教育や指導、家庭によるしつけ、地域社会での協力支援が欠かせませんが、本市ではいじめ撲滅のためにこれらの役割がうまく連動しているでしょうか、お伺いいたします。また、体罰問題については、本市においての有無や対応も含め考え方を伺いいたします。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、いじめ、体罰、自殺への対応、対策について申し上げます。

いじめの問題につきましては、議員ご指摘のとおり現代の社会情勢を反映した大変複雑な要因が絡み合っている問題であると思っております。社会生活がより便利になっている反面、便利の裏側にあるマイナス面が数々の問題を生み出し、子供の世界に影響が出ているような思いを抱いております。そこで、このような時世における各方面との連携でありますけれども、学校での問題はやはり学校が対応することが基本になります。しかし、その原因にはさまざまな問題が内包しておりますので、家庭との連携は欠かせずに行うことが必要となります。その生活環境が子供たちにさまざまな影響を及ぼしているとの認識から、PTAとの連携により、家庭教育に関する学習機会の充実、情報提供にも努めてまいります。また、子供たちは多くの時間を学校以外でも過ごすわけですので、地域での対応については青少年センターを中心に情報の交流を行っているところです。専門指導員によるパトロールや児童館などの各施設への巡回と聞き取り、警察や駐在所との情報交換などを行っております。また、年に4回、中学校区ごとに行われる補導員連絡会議や校外指導連絡協議会などにおいて、青少年センターを含め、学校、警察、

主任民生児童委員、PTA、育成青少年補導員、児童館職員との意見交換を行い、関係方面との連携に努めているところです。

なお、体罰においては、大阪市での事件を受け、道教委を通じ現在実態調査を行っているところです。第1次報告での該当はありませんでしたが、現在は第2次報告分について教職員、児童生徒、保護者に対して調査中であり、内容のいかんによっては再調査を行い、対応してまいります。また、全道、全国の調査結果について明らかになるのは4月以降になるかと思われますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 まず、いろいろと今答弁聞きましたけれども、まず子供たちへの指導については、学校にはそれぞれ校則や指導要綱があると思いますけれども、その子供にとって一番大切な指導は何かと、場合によっては規則を逸脱することが起こり得るケースがあるかもしれません。いじめ問題においても、教師の指導の力量がいろいろと問われるとともに、真剣に生徒と向き合う教師のために校長や教育委員会の指導のあり方、これが一番問われることになるのではないかと思います。教育現場の指導は、校則や教育方針に基づきながらも温かみのある人間性を持った指導のできる教師の育成が必要だということに尽きるのではないかと思います。そこで、安全第一、規則第一を原則とする教育委員会としては、今後のいじめ、体罰問題に対する教師への指導のあり方についても一度、考え方があればお伺いしたいと思います。

○副議長（五十嵐美知君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、教育現場の教師への指導について申し上げます。

やはり子供に寄り添った教育が大切だというふうに思います。そのためには、何よりも子供との信頼関係を築くことが最も重要なものになります。それが保護者からの信頼に結びつき、問題の未然防止や

早期の解決につながるものと思います。

議員ご指摘のありましたいじめ問題、体罰問題の根は深いものがあります。そのため、いつも子供を注意深く見詰め、小さなサインを見逃さない責任感を持ち、教職員各人が子供とのコミュニケーションを大事にし、日常的な触れ合いや心の交流を密にした明るい教室、指導環境をつくるのが最も大切であります。いじめ、体罰に対するマニュアルや基準はあるかもしれませんが、実際の指導場面においては全てパターン化をできるものではないと思います。学校における児童生徒はそれぞれ個性も異なる存在でありますし、その中の特定の子供と大勢の子供集団が相手でありますので、当然指導の多様性を前提としなければなりません。その場合、さまざまな状況に応じて対応できる指導の多様性こそ教師としての能力であり、その指導を教師に求めています。教育委員会といたしましては、教師に対してそのような力を発揮するよう指導してまいりたいと存じます。いずれにしましても、この問題は全国的なものであり、本市も教職員の意識はかなり高いものがありますけれども、いじめは人間として絶対許さないとの強い認識のもと、学校全体で取り組む問題として全教職員が一致した取り組みを進めるよう指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○副議長（五十嵐美知君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の答弁で十分に理解いたしました。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上、私の民主クラブを代表しての質問全て終わりました。適切なるご答弁どうもありがとうございました。以上、私の質問を終わります。

○副議長（五十嵐美知君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時37分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

副 議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)